

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成28年7月21日(2016.7.21)

【公表番号】特表2015-521659(P2015-521659A)

【公表日】平成27年7月30日(2015.7.30)

【年通号数】公開・登録公報2015-048

【出願番号】特願2015-516659(P2015-516659)

【国際特許分類】

C 09 B 67/08 (2006.01)

A 61 Q 3/00 (2006.01)

A 61 K 8/46 (2006.01)

C 09 B 67/20 (2006.01)

【F I】

C 09 B 67/08 C

A 61 Q 3/00

A 61 K 8/46

C 09 B 67/20 A

【手続補正書】

【提出日】平成28年6月1日(2016.6.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被覆有機顔料の調製方法であって、

a)(i)有機顔料、(ii)式(I)

[R₁-O]₃Si-R₂ (I)

(式中、R₁は、C₁～C₄アルキル基を意味し、R₂は、C₁～C₈アルキル基を意味する)

のシリカ系化合物、及び任意選択で(iii)油の無水混合物を、9.5質量%未満のテトラ(C₁～C₄)アルキルオルトリケートの任意選択での存在下で調製する工程と、

b)前記混合物を、(C₈～C₁₆)アルキル硫酸塩及び5から40個の酸化ヒューリン単位を含むオキシエチレン化(C₆～C₁₀)アルキルフェノールから選択される界面活性剤を含む水性組成物と接触させる工程と、

c)粉末形態の被覆顔料を回収する工程と

を含む、方法。

【請求項2】

有機顔料が、

- コチニールカルミン、

- アゾ染料、アントラキノン染料、インジゴイド染料、キサンテン染料、ピレン染料

、キノリン染料、トリフェニルメタン染料又はフルオラン染料の有機顔料、

- 有機レーキ、又は酸性のアゾ染料、アントラキノン染料、インジゴイド染料、キサンテン染料、ピレン染料、キノリン染料、トリフェニルメタン染料若しくはフルオラン染料の不溶性のナトリウム塩、カリウム塩、カルシウム塩、バリウム塩、アルミニウム塩、ジルコニウム塩、ストロンチウム塩又はチタン塩、

- D&C Red No. 7、

- クルクミン、リボフラビン、アゾルビン、アマランス、クロロフィル、カロテノイ

ド、アントシアン、ソルガム又はカルミン酸のレーキ
から選択されることを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

有機顔料が、D&C Red No. 7であることを特徴とする、請求項1又は2に記載の方法。

【請求項4】

シリカ系化合物(I)について、R₁がC₂～C₃アルキル基を意味し、R₂がC₁～C₄アルキル基
を意味することを特徴とする、請求項1から3のいずれか一項に記載の方法。

【請求項5】

シリカ系化合物(I)がメチルトリエトキシシランであることを特徴とする、請求項4に記
載の方法。

【請求項6】

請求項1から5のいずれか一項に記載の方法により得ることができる被覆有機顔料。

【請求項7】

(SiO_{3/2}R₂)(式中、R₂はC₁～C₈アルキル基を意味する)タイプの繰り返し単位を有するア
ルキルシリカを含むコーティングで被覆されている被覆有機顔料。

【請求項8】

化粧用に許容される媒体中に請求項6又は7に記載の被覆有機顔料を含む化粧料組成物。

【請求項9】

ケラチン物質のメイクアップ方法であって、請求項8に記載の化粧料組成物をケラチン
物質に適用する工程を含む、方法。